

第二号様式

建物その他の工作物新築（新設）届

足立区住居表示に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

建物の名称 (共同住宅・店舗等)	フリガナ
	他 棟
所有者名	他 名
同上住所	別紙のとおり
完成予定年月日	年 月 日

令和 年 月 日

届出人住所

氏名

(提出先)

電話 ()

足立区長

區職員確認欄

住民番号

建物その他の工作物新築(新設)届

住居番号指定内訳書

受付番号	号棟	世帯主・所有者	現住所	新表示
第号				足立区 丁目 番号
第号				足立区 丁目 番号
第号				足立区 丁目 番号
第号				足立区 丁目 番号
第号				足立区 丁目 番号
第号				足立区 丁目 番号
第号				足立区 丁目 番号
第号				足立区 丁目 番号
第号				足立区 丁目 番号
第号				足立区 丁目 番号
第号				足立区 丁目 番号
第号				足立区 丁目 番号

太枠内をご記入ください。

※「現住所」には世帯主・所有者の方の、申請時点での住所をご記入ください。

法人の場合は、事業所の住所をご記入ください。

建物その他の工作物新築（新設）届

足立区住居表示に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

建物の名称 (共同住宅・店舗等)	フリガナ 建売1号棟他 1棟 ※個人所有の場合、所有者名記入もしくは空欄 (様宅、様邸などの敬称は省略となります) ※建売の場合、計画名（「建売1」等）
所有者名	(株)住居表示 他 0名
同上住所	別紙一覧のとおり
完成予定年月日	年 月 日
部屋番号等記入欄	

令和 年 月 日

届出人住所 足立区中央本町一丁目17番1号

氏名 株式会社住居表示 住居表示係 ○○

電話 03(3880)5725

(提出先)

足立区長

●届出人氏名について
法人の場合、担当部署、ご担当者の方の苗字
までご記入ください。

建物その他の工作物新築(新設)届

記入例

住居番号符定内訳書

受付番号	号棟	世帯主・所有者	現住所	新表示
第号	1	(株)住居表示	足立区中央本町一丁目17番1号 ※個人の場合、届出時の住民票上住所	建壳1号棟
第号	2	(株)住居表示	足立区中央本町一丁目17番1号	建壳2号棟
第号	3	(株)住居表示	足立区中央本町一丁目17番1号	建壳3号棟
第号				

太枠内をご記入ください。

※「現住所」には世帯主・所有者の方の、申請時点での住所をご記入ください。
法人の場合は、事業所の住所をご記入ください。

●必要書類チェックリスト

特に郵送でのお届けの場合、参考にご覧ください。

新築届（第二号様式）

案内図

配置図

出入口のわかる書類

※配置図や平面図等

仮換地明細図

※六町土地区画整理事業の場合

各階の平面図

※集合住宅の場合

区割り図

※隣接する複数建物の同時申請時

・郵送の場合

切手の貼り付けがある返信用封筒やレターパック

※通知書と住居表示板1組は約30gです。お手数ですが、件数や封筒の規格に応じて郵送料金の計算をお願いいたします。

★郵送推奨のご案内

建物完成までに一定の期日がある場合、
郵送のお手続きをお勧めします。

※窓口だと1件あたり30分程度お待ちいただきます。その日に受けた件数によっては1～4時間以上お待たせしてしまう可能性がございます。

●届出時に区側から確認すること

窓口や電話で伺う主な内容を記載しております。
参考にご確認いただけますとスムーズに案内できます。

・対象地域

住居表示実施済み区域

※千住二丁目・千住三丁目・千住橋戸町と舎人公園内一部は未実施

・届出内容について

建物名称が決まっている

建物名称の表記は明確である

※アルファベットの大文字・小文字、スペースの有無、漢字の字体等

※住民票上は全角で記載されます。

※特殊な記号が使われている場合、住民票にそのまま記載できない場合があります。

所有者氏名、住所が記載されている

・集合住宅の場合

所有者は該当建物に住む（住まない）

所有者が住む場合、住民票にアパート名や部屋番号を使用する（使用しない）

※所有者の方については、住民登録時、アパート名や部屋番号を使用しない扱いも可能です。

住民票にアパート名や部屋番号を使用する場合、識別のために、住居表示符定決定通知書の「氏名、名称または施設名」の欄に、「アパート名　所有者名」のように連記します。

部屋番号が4抜き、9抜き等の表記になる
(4抜き　9抜き)

送付先

〒120-8512

足立区中央本町一丁目17番1号

足立区区民部戸籍住民課住民記録係

TEL: 03-3880-5725

新築・建替えの際は 新築届が必要です

住居表示実施済み地域では、区が届出に基づき、建物ひとつひとつに住所をつけています。

この住所は住民票や登記をはじめとしたあらゆることに使われます。

建物に住所がついていないと、さまざまな影響が生じます。



建築確認が済んだものについて、速やかに新築届をご提出ください。

郵送もしくは窓口にて、書類や聞き取りで確認がとれ次第、決定しております。

お急ぎでない場合、**郵送**の利用をご検討ください。

※窓口の場合、1件あたり30分程度お時間をいただいております。

件数によっては、1~4時間以上お待たせしてしまう可能性がございます。

参考：足立区住居表示に関する条例（抜粋）

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物を新築または新設した者は、ただちに区長にその旨を届け出なければならない。

お届出窓口及び問い合わせ先

〒120-8512 足立区中央本町一丁目17番1号
足立区役所 南館1階
区民部戸籍住民課住民記録係
電話：03-3880-5725（直通）